

審査基準新旧対照表

新	旧	備考
第1 農地等の転用の手続 1 農地転用許可手続 (1) 法第4条の許可申請手続 ア (略) イ 申請書には、次に掲げる書類を添付する。 (ア) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書 (イ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） (ウ) 申請に係る土地の地番を表示する図面 (エ) 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面 (オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1程度とし、当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用することも可能である。） (カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 (キ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面 (ク) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面 (ケ) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面） (コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面 (削除) (サ) その他参考となる書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限る。） (2) 法第5条の許可申請手続 ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を農業委員会を経由して知事に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。以下同じ。）の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。 イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(サ)までに掲げる書類（同イの(キ)及び(ケ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付する。ただし、(1)のイの(ア)については、権利を取得しようとする者に係るものに限る。 (3)～(6) (略) 2 法第4条第8項及び第5条第4項の協議の手続 (1) 法第4条第8項の協議の手続 ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「4条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式第4号による協議書を知事に提出する。 イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類を添付する。 (2) 法第5条第4項の協議の手続 ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「5条協議	第1 農地等の転用の手続 1 農地転用許可手続 (1) 法第4条の許可申請手続 ア (略) イ 申請書には、次に掲げる書類を添付する。 (ア) 法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書 (イ) 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） (ウ) 申請に係る土地の地番を表示する図面 (エ) 転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面 (オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1程度とし、当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用することも可能である。） (カ) 当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面 (キ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面 (ク) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面 (ケ) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面） (コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面 (サ) 当該事業目的、申請に係る土地の利用計画、転用事由の詳細等を記載した事業計画書（第1号・第2号共通別紙） (シ) その他参考となる書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限る。） (2) 法第5条の許可申請手続 ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を農業委員会を経由して知事に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。以下同じ。）の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。 イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(シ)までに掲げる書類（同イの(キ)及び(ケ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付する。ただし、(1)のイの(ア)については、権利を取得しようとする者に係るものに限る。 (3)～(6) (略) 2 法第4条第8項及び第5条第4項の協議の手続 (1) 法第4条第8項の協議の手続 ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「4条協議者」という。）は、(4)の事前調整を行った上で様式第4号による協議書を知事に提出する。 イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(シ)までに掲げる書類を添付する。 (2) 法第5条第4項の協議の手続 ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、県又は指定市町村の転用事業担当部局（以下「5条協議	

審査基準新旧対照表		
新	旧	備考
者」という。)は、(4)の事前調整を行った上で様式第5号による協議書を知事に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。 イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類(同イの(キ)及び(ケ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。)を添付する。 (3)～(4) (略) 3～5 (略) 第2 農地又は採草放牧地の審査基準 1 法第4条第6項関係 (1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準(以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号) ア (略) イ 良好な営農条件を備えている農地(第1種農地。法第4条第6項第1号ロ) (ア) 要件 法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第6条に規定する農地(以下「甲種農地」という。)以外のもの(以下「第1種農地」という。)は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であっても、法第4条第6項第1号ロ(1)に掲げる農地(以下「第3種農地」という。)の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地(甲種農地、第1種農地又は第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第2種農地」という。)の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される(法第4条第6項第1号ロ括弧書)。 a 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地(令第5条第1号) 「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいい、道路、鉄軌道、河川については、以下の要件を満たすものとする。 (a) 国管理国道(国道32号、33号、55号、56号) (b) 国道、県道、市町村道のうち、中央分離帯のある箇所 (c) 高速道路、高規格道路(自動車専用道路) (d) 鉄道及び路面電車の軌道 (e) 法河川(1級河川、2級河川、準用河川) (f) 条例河川(河川名並びに起点・終点が、市町村における条例で規定されている河川) なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や、農作物栽培高度化施設又は農業用施設(農作物栽培高度化施設を除く。)その他の施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用されることが認められる場合には、一団の農地として取り扱うものとする。 ただし、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことができる。 例 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項の規定により市町村が定める地域計画<u>の区域</u>	者」という。)は、(4)の事前調整を行った上で様式第5号による協議書を知事に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。 イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(シ)までに掲げる書類(同イの(キ)及び(ケ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。)を添付する。 (3)～(4) (略) 3～5 (略) 第2 農地又は採草放牧地の審査基準 1 法第4条第6項関係 (1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準(以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号) ア (略) イ 良好な営農条件を備えている農地(第1種農地。法第4条第6項第1号ロ) (ア) 要件 法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第6条に規定する農地(以下「甲種農地」という。)以外のもの(以下「第1種農地」という。)は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であっても、法第4条第6項第1号ロ(1)に掲げる農地(以下「第3種農地」という。)の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地(甲種農地、第1種農地又は第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第2種農地」という。)の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される(法第4条第6項第1号ロ括弧書)。 a 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地(令第5条第1号) 「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいい、道路、鉄軌道、河川については、以下の要件を満たすものとする。 (a) 国管理国道(国道32号、33号、55号、56号) (b) 国道、県道、市町村道のうち、中央分離帯のある箇所 (c) 高速道路、高規格道路(自動車専用道路) (d) 鉄道及び路面電車の軌道 (e) 法河川(1級河川、2級河川、準用河川) (f) 条例河川(河川名並びに起点・終点が、市町村における条例で規定されている河川) なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や、農作物栽培高度化施設又は農業用施設(農作物栽培高度化施設を除く。)その他の施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用されることが認められる場合には、一団の農地として取り扱うものとする。 ただし、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことができる。 例 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。)第19条第1項の規定により市町村が定める地域計画<u>において、当該農地における農業を担う者が特定されていな</u>	

審査基準新旧対照表

新	旧	備考
含まれていない場合等 b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件をいずれも満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第5条第2号） 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。 (a) 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること（則第40条第1号）。 i 農業用排水施設の新設又は変更 ii 区画整理 iii 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） 「昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事」には、旧制度開拓として実施された開拓事業が該当する。 iv 埋立て又は干拓 v 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 (b) 次のいずれかに該当する事業であること（則第40条第2号）。 i 国又は地方公共団体が行う事業 ii 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業 iii 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業 iv 株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（iiiに掲げる事業を除く。） c 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができる認められる農地（令第5条第3号） (イ) （略） ウ～カ （略） (2) 立地基準以外の基準（一般基準。法第4条第6項第3号から第6号まで） ア～イ （略） ウ 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第5号） (ア) （略） (イ) 地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第2号） a～b （略） c 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合 (a)～(b) （略） <u>(c) 営農型発電設備について、本基準第2の6の(2)のクの定めに基づき、協議の場で合意を</u>	い場合又は農業を担う者の確保が確実でない場合とされていること等 b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件をいずれも満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第5条第2号） 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。 (a) 次のいずれかに該当する事業（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）であること（則第40条第1号）。 i 農業用排水施設の新設又は変更 ii 区画整理 iii 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） 「昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事」には、旧制度開拓として実施された開拓事業が該当する。 iv 埋立て又は干拓 v 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 (b) 次のいずれかに該当する事業であること（則第40条第2号）。 i 国又は地方公共団体が行う事業 ii 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業 iii 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業 iv 株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（iiiに掲げる事業を除く。） c 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができる認められる農地（令第5条第3号） (イ) （略） ウ～カ （略） (2) 立地基準以外の基準（一般基準。法第4条第6項第3号から第6号まで） ア～イ （略） ウ 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第5号） (ア) （略） (イ) 地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第2号） a～b （略） c 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合 (a)～(b) （略） <u>_____</u>	

審査基準新旧対照表

新	旧	備考
<u>得た土地の区域内において行うとき</u> 等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。 (ウ) (略) エ (略) 2～5 (略) 6 営農型発電設備に関する留意事項 営農型発電設備に対する一時転用許可を行う際は、以下に留意して許可の可否を判断する。 (1) 許可申請に要する書類 営農型発電設備を設置する目的で支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、則第30条第<u>2項各号</u>又は第57条の4第2項第5号の書類として、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付する。 ア 営農型発電設備<u>その他営農型発電の実施に必要な設備に係る設計図</u> イ 下部の農地における<u>栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した</u>営農計画書（様式第11号及び12号） ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる<u>書類（様式第13号）</u> <u>(ア) (イ) 以外の場合</u> <u>次に掲げるいずれかの事項を記載した書類</u> <u>a 下部の農地において栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産</u>量及び品質に関するデータ（<u>試験研究機関による調査結果等</u>） <u>b 下部の農地において栽培する農作物について</u>必要な知見を有する者（<u>普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等</u>）の意見書（<u>様式第14号</u>） <u>c 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う</u>者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。） <u>(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合</u> <u>(ア)のbに掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類</u> <u>a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績</u> <u>b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（様式第15号）</u> エ 営農型発電設備を<u>撤去するのに必要な費用を営農型発電設備の設置者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（様式第16号）</u> <u>オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を知事に提出することを誓約する旨を記載した書面（様式第17号）</u> (2) 知事の確認事項 知事は、一時転用許可を行う場合には、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。 ア 申請に係る転用期間が別表3の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てるものであること。 イ <u>営農型発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実に</u>	<u>等</u>の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。 (ウ) (略) エ (略) 2～5 (略) 6 営農型発電設備に関する留意事項 営農型発電設備に対する一時転用許可を行う際は、以下に留意して許可の可否を判断する。 (1) 許可申請に要する書類 営農型発電設備を設置する目的で支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、則第30条第<u>7号</u>又は第57条の4第2項第5号の書類として、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付する。 ア 営農型発電設備<u>の設計図</u> イ 下部の農地における<u>(追記)</u>営農計画書（様式第11号） ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる<u>次に掲げるいずれかの書類</u> <u>(ア) 下部の農地で</u>栽培する農作物に<u>収穫</u>量及び品質に関するデータ（<u>例えば、試験研究機関による調査結果等</u>） <u>(イ) 必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書</u> <u>(ウ) 先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例</u> <u>エ 営農型発電設備を設置する者（以下「設置者」という。）と下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面</u> (2) 知事の確認事項 知事は、一時転用許可を行う場合には、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。 ア 申請に係る転用期間が別表3の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型発電設備の支柱を立てるものであること。 イ <u>簡易な構造で容易に撤去できる支柱として、</u>	

審査基準新旧対照表

新	旧	備考
<u>あり、かつ</u>申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。 <u>また、変電設備等付随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。</u> ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が 確実と認められること。 （ア） 下部の農地に<u>において栽培する農作物の</u>単収が、同じ年<u>産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の</u>平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（<u>遊休</u>農地を再生利用する場合（下部の農地が別表3の区分（2）に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。） （<u>当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、（1）のウの（イ）のa又はbの書類に記載された単収より減収する場合）</u>） （イ） <u>遊休農地を再生利用する場合において、法第32条第1項各号</u>_____に掲げる<u>遊休</u>農地に該当する<u>こととなる</u>場合_____ （ウ） 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じ<u>るおそれがあると</u>認められる場合 エ <u>知事への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。</u> オ <u>営農型発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。</u> カ <u>営農型発電設備の</u>_____支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。 なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用<u>や</u>_____農業者が立って農作業を行うことが<u>可能な高さとして</u>最低地上高_____2メートル以上_____を確保している_____こと。ただし、農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高_____2メートルに達しなくても差し支えない<u>とともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とする</u>_____。 キ 位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。 （ア） 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 （イ） 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。 ク <u>基盤法第19条第1項に規定する地域計画の区域内において営農型発電設備に係る事業を行う場</u>	_____申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。 _____ _____ _____ ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が 確実と認められること。 <u>（ア） 営農が行われない場合</u> （イ） 下部の農地に<u>における</u>_____単収が、同じ年<u>の地域</u>_____の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（<u>荒廃</u>農地を再生利用する場合（下部の農地が別表3の区分（2）に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。） _____ _____ （ウ） <u>下部の農地の全部又は一部が</u>_____法第32条第1項各号<u>のいずれかに</u>掲げる_____農地に該当する_____場合（<u>荒廃農地を再生利用する場合に限る。</u>） （エ） 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じ<u>ていると</u>_____認められる場合 _____ _____ _____ エ <u>パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっており、支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。</u> なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用<u>が可能な高さ（農業機械による作業を必要としない場合であって</u> <u>も、</u>農業者が立って農作業を行うことが<u>できる</u>高さ（_____最低地上高<u>おおむね</u>2メートル以上<u>）</u>） を確保している<u>と認められる</u>こと。ただし、農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、当該設備等の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備等の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高<u>おおむね</u>2メートルに達しなくても差し支えない_____ _____こと。 オ 位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。 （ア） 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 （イ） 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。 _____	

[illegible]

審査基準新旧対照表

新	旧	備考																				
別表3　営農型発電設備を設置する目的で支柱部分について一時転用許可を申請する場合の転用期間	別表3　営農型発電設備を設置する目的で支柱部分について一時転用許可を申請する場合の転用期間																					
<table><tr><th>区　分</th><th>期　間</th></tr><tr><td>（１）　担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年３月31日閣議決定）の第３の２の（１）に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそんな色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（基盤法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（基盤法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>（２）　<u>遊休</u>農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）第３の１の（３）のア又はウに該当すると判定された遊休農地__をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（<u>同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。</u>）</td><td></td></tr><tr><td>（３）　第２種農地（本基準第２の１の（１）のオ又はカの第２種農地をいう。）又は第３種農地（本基準第２の１の（１）のエの第３種農地をいう。）を利用する場合</td><td></td></tr><tr><td>（４）　（１）から（３）まで以外の場合</td><td>３年以内</td></tr></table>	区　分	期　間	（１）　担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年３月31日閣議決定）の第３の２の（１）に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそんな色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（基盤法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（基盤法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内	（２） <u>遊休</u> 農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）第３の１の（３）のア又はウに該当すると判定された遊休農地__をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（ <u>同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。</u> ）		（３）　第２種農地（本基準第２の１の（１）のオ又はカの第２種農地をいう。）又は第３種農地（本基準第２の１の（１）のエの第３種農地をいう。）を利用する場合		（４）　（１）から（３）まで以外の場合	３年以内	<table><tr><th>区　分</th><th>期　間</th></tr><tr><td>（１）　担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年３月31日閣議決定）の第３の２の（１）に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそんな色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（基盤法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（基盤法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>（２）　<u>荒廃</u>農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）第３の１の（３）のア又はウに該当すると判定された遊休農地<u>等</u>をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（<u>既に一時転用許可を受けている場合には、許可を受ける前に荒廃農地であったものを含む。</u> <u>_____</u> <u>_____</u>）</td><td></td></tr><tr><td>（３）　第２種農地（本基準第２の１の（１）のオ又はカの第２種農地をいう。）又は第３種農地（本基準第２の１の（１）のエの第３種農地をいう。）を利用する場合</td><td></td></tr><tr><td>（４）　（１）から（３）まで以外の場合</td><td>３年以内</td></tr></table>	区　分	期　間	（１）　担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年３月31日閣議決定）の第３の２の（１）に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそんな色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（基盤法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（基盤法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内	（２） <u>荒廃</u> 農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）第３の１の（３）のア又はウに該当すると判定された遊休農地 <u>等</u> をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（ <u>既に一時転用許可を受けている場合には、許可を受ける前に荒廃農地であったものを含む。</u> <u>_____</u> <u>_____</u> ）		（３）　第２種農地（本基準第２の１の（１）のオ又はカの第２種農地をいう。）又は第３種農地（本基準第２の１の（１）のエの第３種農地をいう。）を利用する場合		（４）　（１）から（３）まで以外の場合	３年以内	
区　分	期　間																					
（１）　担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年３月31日閣議決定）の第３の２の（１）に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそんな色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（基盤法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（基盤法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内																					
（２） <u>遊休</u> 農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）第３の１の（３）のア又はウに該当すると判定された遊休農地__をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（ <u>同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。</u> ）																						
（３）　第２種農地（本基準第２の１の（１）のオ又はカの第２種農地をいう。）又は第３種農地（本基準第２の１の（１）のエの第３種農地をいう。）を利用する場合																						
（４）　（１）から（３）まで以外の場合	３年以内																					
区　分	期　間																					
（１）　担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（平成27年３月31日閣議決定）の第３の２の（１）に掲げる次の者をいう。 ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそんな色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ　認定農業者（基盤法第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ　認定新規就農者（基盤法第14条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内																					
（２） <u>荒廃</u> 農地（「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長及び農村振興局長通知）第３の１の（３）のア又はウに該当すると判定された遊休農地 <u>等</u> をいう。以下同じ。）を再生利用する場合（ <u>既に一時転用許可を受けている場合には、許可を受ける前に荒廃農地であったものを含む。</u> <u>_____</u> <u>_____</u> ）																						
（３）　第２種農地（本基準第２の１の（１）のオ又はカの第２種農地をいう。）又は第３種農地（本基準第２の１の（１）のエの第３種農地をいう。）を利用する場合																						
（４）　（１）から（３）まで以外の場合	３年以内																					